

受付番号： 2018-1-322

課題名：ヒト肺癌組織におけるステロイドホルモン受容体の役割についての検討

1. 研究の対象

東北大学病院にて1998年1月～2017年12月に外科的肺切除または病理解剖が行われた症例。

2. 研究期間

研究期間：2018年07月（倫理委員会承認後）～2023年6月

3. 研究目的

ステロイドホルモンは乳癌や子宮内膜癌、前立腺癌などのホルモン依存性腫瘍において腫瘍の増殖を促す重要な因子であることが知られている。したがって、これらの腫瘍に対してはホルモン作用を阻害する働きを有する多くの薬剤が治療薬として用いられている。一方、近年では、肺癌をはじめとするその他の腫瘍においてもステロイドホルモンの意義が着目されており、ERやPRの予後予測因子としての意義が報告されている。しかしその機序の詳細は未だ不明である。

本研究では、ステロイドホルモンの肺癌、特にNETに与える影響に着目し、これらを免疫組織化学的に明らかにすることを目的とする。具体的には、NETを含む原発性肺癌症例（原発巣の外科的切除検体）と健常肺組織（腫瘍に対する切除検体の非腫瘍部または病理解剖により採取された検体）の病理組織検体におけるステロイドホルモン受容体の発現動態と、その臨床病理学的因子との相関について検討する。

4. 研究方法

上記組織の病理組織標本を用い、ステロイドホルモン受容体の発現を免疫組織化学にて検討する。免疫組織化学の染色の評価は数値化にて行い、各因子間の相関、組織型による発現差、各種臨床病理学的因子（予後、再発、ステージ、TNMなど）との相関についてそれぞれ統計学的解析を行う。その他、腫瘍の増殖や浸潤に関わる各種因子についても免疫組織学的検討を行い、ステロイドホルモン受容体の発現との関連を検討する。

各データは臨床病理学的因子と共にエクセルにて集計し、SPSS もしくは JMP にて統計解析を行う（以上、電子データとする）。免疫染色像は顕微鏡写真撮影を行う（以下、写真データとする）。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：年齢、性別、喫煙歴、肺癌の進行期 等

試料：病理組織標本

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

研究機関：東北大学

研究責任者：笹野公伸（医学系研究科 病理診断学分野 教授）

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先

齊藤 涼子

東北大学大学院医学系研究科病理診断学分野

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町2-1

TEL : 022-717-8050

研究責任者：

東北大学大学院医学系研究科病理診断学分野 笹野 公伸

研究代表者：

東北大学大学院医学系研究科病理診断学分野 齊藤 涼子

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合